

《論文》

田園レクリエーションとアクセス権

— イギリスの経験 —

岩本純明*

1. はじめに

イギリス¹⁾の田園地帯 countryside を訪れる人は、誰もがその景観美を賞賛する。確かに、生け垣 hedge に縁取られた耕地が、なだらかな起伏をもって、あたかもパッチワークのように展開する景観は、誰をも魅了する美しさを持っている。イギリス田園景観の形成史については、ホスキンスの名著がある [HOSKINS 1955]。イギリス田園景観のフィジカルな側面については同書を参照願うことにして、本稿では、田園地帯とイギリス公衆との関係史とでもいべき問題を考えてみたい。

イギリスの田園景観を嘆賞する人は多くても、そこを縦横に走るパブリック・フットパス public footpath と呼ばれる小道や乗馬道 bridleway に目をとめる人は少ないのではないだろうか。道といっても舗装されたり境界のはっきりしているものは少ない。フットパスなどは、しばしば耕地の真ん中を横切っていることがあるが、それは道というには甚だ心許ないものである。人間1人がようやく歩ける程度の道筋²⁾が耕地上に示されているのであるが、何人もの人がそこを通過することによって、結果的に道らしきものができあがるというべきケースも多い。こうした道は、かつては主に農村居住者の生活道として利用されていたが、田園レクリエーションがポピュラーになってからは、一般公衆

*いわもと のりあき、東京大学大学院農学生命科学研究科

が田園地帯にアクセスするための不可欠の手段となっている。このため、公衆の利用に便利るように、フットパスや乗馬道が通っている場所にはわかりやすいサインが立てられているし、ハイカーがよく利用する地図 Ordnance Survey map には、その場所が明記されることになっている。

しかし、何気なく見逃してしまいそうなフットパスや乗馬道が現在のような形に落ち着くまでの経緯は、決して単純なものではなかった。この点は、フットパスや乗馬道の大部分が私有地上に設定されていることを知れば、容易に理解できるであろう。アクセス権とは、公衆が他人の私有地上を自由に通過したり散策する権利を意味するが、上記のフットパスや乗馬道もアクセス権の一形態なのである。イギリスでは、公衆に通行上の便宜をはかるため、また近年では田園レクリエーションを奨励するという観点から、こうした法的権利が確立されてきた。後述するように、アクセス権の設定された土地の所有者や耕作者は、自らの権限の一部を制約される。それゆえ、アクセス権の確立をめざす運動は、土地所有権への挑戦という性格を一貫してもたざるをえなかった。アクセス権が現在のような制度として確定するまでには、環境・レクリエーション団体による、1世紀に及ぶ運動の持続を必要としたのである。

19世紀中葉に発するイギリス環境保護運動は、当初から田園レクリエーションの拡充とその条件整備を求めたが、その必須要件としての田園アクセス権が重要な争点として浮上するのは、20世紀初頭以降、とくに両大戦間期（1920～30年代）のことである。この時期、イギリスでは田園地帯への社会的関心が一気に高まった。問われたのは以下の2点である。第1は、産業化・都市化の波から田園地帯をどのように守っていくのかという点、第2は、農村地域を公衆のレクリエーションの場としていかに開放していくのかという点である。経済発展の結果として政治的・経済的実力をつけたものの、産業化・都市化がもたらした帰結、とりわけ都市の生活環境の劣悪化に批判意識を強めていたミドル・クラス（商工業者と知的・専門的職業の従事者）が、この運動を終始リードした。

イギリスの環境保護運動は当初から田園地帯を主要なターゲットとしていた

が、本稿では、こうした運動の中から、アクセス権の公的確立を主要課題とするユニークな運動が生み出されるに至った歴史的背景を検討してみたい。その際、①イギリスにおける土地所有の性格、②イギリス田園景観の特性とイギリス人の田園観、③田園レクリエーションの形態とランブリング rambling (散策)の位置、の3点に着目する。取り上げる事例はイギリスに固有な側面を数多く有しているが、そこで提示された問題は、公共的観点からの土地利用規制、あるいは農村空間をめぐる利用競争の整序化といった今日のテーマを考察する上でも、貴重な示唆を与えてくれると期待されるのである。

2. アクセス権

行論の関係上、まず田園アクセス権の法的側面について簡潔に説明しておこう。

アクセス権には「線としてのアクセス権」と「面としてのアクセス権」の2タイプがある。前者は、公共通行権 public rights of way、後者は面的アクセス権 right of access to areas of land あるいは逍遙権 right to roam とよばれる。通行権が、ある決められた幅の道を通行する権利なのに対し、逍遙権は、面的広がりをもった地域の全体にアクセスできる権利を意味する。

公共通行権³⁾とは、公衆一般が他人の私有地上を通過しうる権利で、一旦存在を認められれば、法律によって消滅させられない限り無限定に存続する ('Once a highway, always a highway' の原則)。公共通行権には権利としての範囲が定められており、通過 passage to and fro とそれに付随する行為 (景色を楽しんだり、通行人に話しかけたり、写真を撮ったり、休息のため腰を下ろすことなど) は許されるが、その範囲を超えて他人の所有地に立ち入ると侵害行為 trespass とみなされる。公共通行権の認められた道は公道 highway とよばれ、①フットパス footpath (徒歩のみ可)、②乗馬道 bridleway (徒歩および乗馬が可。1968年「田園地帯法」Countryside Act で自転車の通行も可)、③バイウェイ byway open to all traffic (徒歩・乗馬・車輛のいずれも可) の3つのカテゴリーからなる⁴⁾。

田園地帯委員会 Countryside Commission の調査によると、1994年現在、イングランド全体で公共通行権が設定された公道は約169,000km 存在している。内訳はフットパスが132,000km (78%)、乗馬道が29,000km (17%)、その他が8,000km (5%) である [COUNTRYSIDE COMMISSION 1996 : 6]。

公共通行権が法的に認定される経緯には以下の4タイプがある。

①明示献地 *express dedication* : 土地の所有者が、外見上明瞭な意志表示をもって公衆に通行権を認めることによって成立する。この場合の献地は、公衆一般 *public at large* に対してなされるのであって、特定の利用者に限定することはできない。また公共通行権は期間を限定することができない。期限付きの通行権付与は許可 *permission* であって、公共通行権とは範疇を異にする。献地行為ができるのは土地の所有者 (自由保有権 *freehold* 保持者) のみであって、借地人の場合は自由保有権者の同意を必要とする。しかしながら、明示献地行為によって認定された通行権は多くない。

②コモンロー上の推定献地 *presumed dedication* : 大部分の通行権は、はるか昔から公共のものだとみなされてきた。この場合法的には、過去のある時期において明示的な献地行為がなされたか (その後献地の証拠は失われた)、あるいは公衆の通行権行使に異議をとらえないことをもって、暗黙の献地行為がなされたものと推定する。推定献地の要件は、一定の年月にわたって土地所有者の妨害無しに通行権を行使してきたという事実にあるが、公共通行権確立のために必要な年限について明確な基準はなかった。このため公共通行権の認定を要求するグループは、20世紀初頭以来、推定献地が成立する最短期間を法律によって明確化するように要求し続けた。大土地所有者の強硬な反対のため立法化には時間を要したが、1932年「通行権法」*Rights of Way Act* により、セツルメントが設定されている土地では30年、それ以外の土地では20年の通行権行使によって推定献地が成立することになった。

③1980年「公道法」*Highways Act* 第31条による推定献地 : 1932年「通行権法」の推定献地要件はその後一連の法制定をうけて、1980年「公道法」第31条に統合され、土地所有者の反対の意志を示す証拠なしに20年間に及ぶ使用の事実が

あれば、所有者の献地により公共通行権が成立したものと推定されることになった。

④制定法：制定法に基づいて設定されている公共通行権も少なくない。例えば1980年「公道法」第25条は、地方自治体にフットパスや乗馬道を新設するための協議を、土地所有者との間で行うことができるとしているし、また必要があれば命令 public path creation orders を発する権限を認めている（同法第26条）。公道新設の合意に際しては土地所有者に補償金を支払うことが可能とされ、また通行権に一定の制限・条件を付すことも可能とされている。

公共通行権の存在は、地方自治体＝公道当局（現行法では、県会、大都市圏域地区会、ロンドン自治区）に作成・保管が義務づけられた地図 definitive map への記載をもって確定する。公道当局は通行権の記載された地図を公開し、公衆に閲覧の機会を与えなければならない。通行権を常に利用可能な状態に維持しておく責任は公道当局と当該土地の占有者 occupiers にある。原則的には、公道当局に路面を整備する義務があり、当該地の占有者には通行を妨げる障害物を除去しておく義務がある。

通行権の行使が土地の所有権・利用権と競合するのは、しばしばそれが耕地や放牧地の中を横切るように設定されているからである。原則上公道は耕作してはならず、また通行者に危害を加える恐れのある動物（例えば去勢されていない雄牛など）を放牧してはならない⁵⁾。しかし実際には、公道上に作物が植わっていたり、圃場の出入口に設置されている踏み越し段 styles が用をなさないケースも多いといわれる。先に紹介した1994年の通行権実態調査によれば、30%前後の利用者が通行上の障害を感じている [COUNTRYSIDE COMMISSION 1996: 4]。

公共通行権が一般的権利として法的に確立しているのに対して、面的アクセス権の方は、公衆の一般的権利としては確立していない。地域を特定しつつ個別的に認定されるしかないのである。面的アクセス権が認定される経緯には以下のようなものがある⁶⁾。

①土地所有者の許可 permission：土地所有者の明示的な許可によってこの

権利は公衆に供与される。この場合、土地所有者はいつでもそれを廃止することができるし、許可にあたってそれに条件を付すこともできる。またナショナル・トラスト National Trust や森林委員会 Forestry Commission は、アクセス権を容認した場所での公衆の活動を規制する条例を制定できる。

②アクセス協定 access agreements：地方自治体はオープン・カントリー⁷⁾内の土地に関して、所有者とアクセス協定を締結することができる(1949年「国立公園および田園地帯アクセス法」National Parks and Access to the Countryside Act パート V。以下「国立公園法」と略記)。アクセス協定の対象地域では、公衆は禁止事項を犯さない限り、そこに立ち入り散策しても侵入罪適用の対象とされない。禁止事項には、自動車の乗り入れ、火の使用、家畜の殺傷あるいは妨害、植物・樹木の盗掘・損傷、ゴミの投棄、家畜用ゲートの開放、犬の放任などがある。協定ではアクセスが認められる時期を制限することもできる。後述のように、散策権の容認に最も頑強に抵抗したのが狩猟関係者であるが、このため狩猟期には立ち入りの禁止されるケースが少なくない。

③アクセス命令 access orders：地方自治体がアクセス権容認の必要を認めたとにもかかわらず、土地所有者にアクセス協定を締結する意志が無い場合には、地方自治体はアクセス命令を発することができる(「国立公園法」第59条)。土地所有者がこの命令に不服の場合、環境大臣にその取り消しを求めることができる。同法70条は、アクセス命令交付に伴う土地の減価分の補償を地方自治体に義務づけている。しかしアクセス命令の実績はわずか2件にすぎず、実際には、アクセス協定を締結させる圧力として期待されるにとどまっている。

④1925年「財産法」Law of Property Act 第193条が対象とする入会地 Common land：同法は戸外での運動やレクリエーションのために、以下のような場所に公衆が立ち入り散策する権利を認めている。すなわち、(a) 1866年において首都圏警察管内にあった入会地、(b) 1974年4月1日直前に市 borough あるいは都市郡 urban district であった地区の入会地、(c) 1926年1月1日現在に入会地であって、その所有者が捺印證書をもって公衆のアクセス権を認めたもの。このケースでも、アクセス協定やアクセス命令の場合と同様の制限条項

が適用しうる。

⑤ナショナル・トラストが所有する入会地：「ナショナル・トラスト法」National Trust Act 第29条は、トラストが所有する入会地を囲い込んだりまたその上に構築物を建設してはならず、公衆のレクリエーションのためのオープンスペースとして維持しなければならないと規定している。

⑥コモンロー：古い起源をもち、これまで慣習的利用が継続しているようなケースでは、私有地上の一部を公衆がレクリエーションやスポーツのために利用する権利を、コモンロー上の慣習的権利として認めることがあった。しかしながら、利用の長期継続という事実だけでは、公衆全体に特定の土地を散策する権利を認めるには不十分であるというのが、最近までの判例に共通する理解である。しかしこの判断も絶対的なものではなく、これと異なる判例もある。ある特定の時点で贈与されたと推断できれば、裁判所がレクリエーション利用の法的権利の存在を認めることもありうる。こうして法的権利を認められた地域は、「都市・農村計画法」Town and Country Planning Act によるオープンスペースとみなされる。

3. イギリス国立公園の特徴

アクセス権が制定法に基づく権利として確定するにあたっては、すでに文中で言及した「国立公園法」の制定が重要な画期をなした。労働党政権の福祉国家政策の一環として1949年12月に成立したこの法律は、19世紀中葉以降のアクセス権問題に一応の決着をつけるとともに、イギリスにおける環境保護および田園レクリエーション推進の基本方向を定めるものとなった。同法は全6部計115条からなるが、その要点は以下のごとくである⁸⁾。

①国立公園を設置する主要目的は、(a) 自然保護、(b) 景観美の保全と増進、(c) オープン・カントリーへのアクセス権確保、(d) 通行権に関する法律の補足、の4点にある。環境保全とアクセス権の確保が、同法の基本的趣旨だといつてよい。

②「国立公園法」の実施にあたる機関として、国立公園委員会 National Parks Commission を設置する。委員会は、イングランド・ウェールズ内の景観、とりわけ「国立公園法」が指定する国立公園ならびに特別景観地域 area of outstanding natural beauty 内の景観を、保全し増進することを任務とする。また同委員会は、国立公園を訪れる人々にレクリエーションや自然学習の機会を提供し、必要な施設を整備しなければならない。委員は担当大臣が任命する。

③前記の目的を果たすために国立公園を指定する。指定にあたっては、対象地の景観と野外レクリエーション機会の2点を重視する。各国立公園には委員会が設置され、管理計画の策定にあたる。公園が複数の県にまたがっている場合は、合同計画会議 Joint Planning Board を設置し、それが管理責任を負う。

④国立公園が存在する地域の地方計画当局 local planning authority（通常は県政府）は、宿泊、飲食、休憩、キャンプ、駐車等に必要な場所・施設を整備する。

⑤大臣が必要と認める場合は、国立公園内の土地を購入、借地または交換することができる。

⑥国立公園内に自然保留地 nature reserve をもうける。目的は、(a) グレート・ブリテン内の動植物相の研究、ならびに地質学・自然地理学研究のための機会の提供、(b) 貴重な動植物と地質・景観の保全。自然保留地の設定にあたっては、別途設置される自然保護評議会 Nature Conservancy と協議する。

⑦イングランド・ウェールズ内の公道当局は、管内の公道を調査し、3年以内にそれらを記載した地図草案 draft map を作成しなければならない。地図草案は公衆の閲覧と修正申し立てを経たのち必要な訂正を加え、決定地図として公刊される。また必要があれば、土地所有者と協議のうえ通行権を新規に設定することができるし、協議がととのわないときは設置命令 public path order を発することができる。

⑧徒歩または乗馬による長距離のレクリエーションを奨励するため、長距離ルート Long-Distance Routes を設置する。

⑨オープン・カントリーへのアクセスを確保するため、地方自治体に土地所

表1 国立公園の概要 (イングランド)

	単位	ノーサンバー ランド	レイク・ ディストリクト	ヨークシャー・ デール	ノースヨーク・ ムーア	ピーク・ ディストリクト
人口	人	2,200	40,000	18,600	27,000	37,400
総面積	km ²	1,031	2,292	1,760	1,432	1,404
自然保留地	%	0.4	0.4	0.1	1.0	0.2
学術目的特別地域	%	15.1	12.7	9.9	2.6	13.0
入会地	ha	—	60,522	41,387	24,153	1,115
対土地面積比率	%	—	26.4	23.5	16.9	0.8
所有者	%	56.4	58.9	96.2	79.9	72.3
個人	%	18.9	5.9	0.0	16.6	0.5
森林委員会	%	22.6	0.2	0.3	0.5	0.3
防衛省	%	1.2	6.9	0.3	0.1	13.0
水道会社	%	0.7	24.2	2.5	1.2	9.6
ナショナル・トラスト	%	0.0	0.0	0.4	0.0	0.1
自然保護評議会	%	0.2	3.9	0.1	0.6	4.2
国立公園当局	%	0.0	0.0	0.2	1.1	0.0
その他	%	10.0	33.0	41.0	42.0	49.0
農地	%	70.0	50.0	56.0	35.0	39.0
オープン・カントリー	%	20.0	11.0	3.0	23.0	7.0
森林地	%	—	6.0	—	—	5.0
その他	%	39.8	13.6	31.7	31.7	11.9
農林漁業	%	1.8	0.7	0.6	1.3	0.6
エネルギー・水供給	%	1.8	4.2	4.1	0.9	18.1
鉱業	%	1.8	1.6	0.4	2.0	16.8
金属・車輛	%	2.7	8.6	5.4	6.3	10.4
その他製造業	%	18.6	4.3	7.3	6.8	3.2
建設業	%	11.5	39.0	22.1	27.4	16.2
流通・ホテル業	%	2.7	3.0	2.1	3.3	3.7
交通・通信	%	1.8	4.6	1.9	4.8	2.1
金融	%	17.7	20.5	24.4	15.5	16.1
その他サービス業	%	900	1,815	2,100	2,000	3,515
公共通行権	km	0.87	0.79	1.19	1.40	2.50
同、密度	km/km ²	35	19	5,597	—	19,844
アクセス	ha	—	1,638	49	—	11
土地取得	ha	0.0	0.7	3.2	—	14.1
比率	%					

出典：(a) [EDWARDS 1991]。人口(概数)と就業形態は1981年、その他は1990年。

(b) [MACEWEN and MACEWEN 1982]。データの年次は1971年。

(c) Countryside Commission 調査。アクセスデータは1973年、他のデータの年次は不詳。

有者との間でアクセス協定を締結する権限を認める。また必要な場合は、アクセス命令を公布することができる。アクセス命令の結果土地所有者の利益が損なわれる場合は、損失相当額の補償をおこなう。

⑩上記の課題を果たすに際して、農林業生産に対しては適切な配慮をしなければならない。

「国立公園法」制定後、1951年から1957年にかけて、イングランド・ウェールズで計10カ所の国立公園が指定された。表1は、このうちからイングランド

エクスムーア	ゲートムーア	ブローズ	出典
10,000	29,100	5,500	a
686	945	288	a
0.0	0.9	—	b
5.2	17.1	—	b
4,489	32,851	—	c
6.5	34.8	—	c
79.1	57.3	90.8	a
1.8	1.8	0.2	a
0.0	14.0	0.0	a
0.6	3.8	1.5	a
10.1	3.7	3.0	a
0.0	0.3	4.0	a
4.4	1.4	0.5	a
4.0	0.0	0.0	a
57.0	35.0	—	c
29.0	52.0	—	c
10.0	9.0	—	c
5.0	4.0	—	c
26.3	21.0	—	a
0.4	2.0	—	a
0.8	4.8	—	a
2.9	2.5	—	a
0.8	5.4	—	a
2.1	6.6	—	a
43.0	23.0	—	a
1.2	4.4	—	a
4.1	3.1	—	a
18.1	29.1	—	a
1,130	810	310	a
1.65	0.86	1.08	
26	707	—	c
1,503	31	—	c
2.2	0.8	—	

内の7カ所を選び、それに1988年新たに追加指定されたブローズ地区（ノーフォーク）を加えて作成したものである。これによると、イギリスの国立公園が以下のような特徴をもっていることがわかる。

①人口密度は低いとはいえ、国立公園内には相当数の人が居住しており、同時にさまざまな産業活動に従事している。人口数は国立公園の全域で約25万人（イングランド内では17万人）に達する。就業形態は地域間の差が大きいが、おおむね農業を中心とした第一次産業と流通・ホテル・観光業とが2大就業先となっている。ピーク・ディストリクトのように鉱業の比率の高い地区もある。

②総面積は国立公園全域で14,000km²に達し、国土全体の10%弱を占める。広大な面積が国立公園としてゾーニングされているわけである。

③その結果、国立公園内には大量の耕地が取り込まれている。これも地域間の差が大きいが、耕地面積比率は平均で38%（最高がエクスムーアの57%、最低がノーサンバーランドの10%）に達している。注意が必要なのは、オープン・カントリーに分類された地域でも、実際には粗放的牧羊業などがおこなわれている点である。相対的にワイルドな景観が残されている国立公園ですら、その大部分が農林業という産業活動の対象になっているのである。この点はイギリス田園景観の重要な特徴であり、のちに再度言及する。

④土地所有面では、圧倒的に個人所有の割合が高い（平均で70%強）。個人所有比率の一番低いノーサンバーランドでも、全面積の過半は個人に所有されている。個人所有者以外で目立つのは、森林委員会がノーサンバーランド（19%）、ノースヨーク・ムーア（17%）でシェアが高く、防衛省はノーサンバーランド（23%）とダート・ムーア（14%）に所有地を集中させている。水道会社は大都市が近接するピーク・ディストリクトでシェアが高く（13%）、ナショナル・トラストはその発祥の地であるレイク・ディストリクト全域の24%を所有している。国立公園の相当部分が個人所有地で占められている点は、アクセス問題を考える際重要なポイントとなるが、この点ものちに再度取り上げる。

以上にみたイギリス国立公園の特徴は、イギリスにおける土地所有の構造、イギリス田園景観の特性とイギリス人の田園観、田園レクリエーションの浸透度と形態など、イギリスに特有の条件によって規定されている。以下ではこれらの点を検討し、イギリスにおける環境・レクリエーション運動が、アクセス権問題を緊要の課題として取り上げざるをえなかった背景を明らかにしよう。

4. 土地所有、田園景観、レクリエーション

1) 土地所有の構造

イギリス環境保護運動が田園地帯を重要なターゲットとし、その保全とレクリエーション空間としての開放を一貫して求めたことはすでに述べた。また、アクセス権要求が、大土地所有との対抗という契機を不可避免的にもたざるを得ないことにもふれた。イギリスにおける土地所有の構造的特質が、この対抗関係をより鮮明なものにした。

イギリスにおける土地所有の構造を包括的に示す資料はごく限られている。ここでは、いくつかの断片的資料から土地所有構造の輪郭をつかむことで満足しなければならない。1970年代中頃のグレート・ブリテンに関する推計を紹介しよう⁹⁾。地目別では、市街地12%、森林8%、農用地（耕地のみならず、採草地、放牧地を含む）80%と圧倒的に農用地の比率が高い。農用地の所有構造

をみると、90%以上が個人所有の対象になっている¹⁰⁾。公共セクターの所有比率は全農地の6%程度に過ぎず、ナショナル・トラストなど環境団体の保有面積も無視しうる程度でしかない。近年私企業、とりわけ金融機関の農地保有の伸びが目目されるが、全体に占める比率はまだまだ小さい。

農地所有者を代表する個人所有者は自作農と地主の2タイプからなる。自作農 owner-occupier は内容のあいまいな概念であって、性格の異なる複数のタイプを含んでいる。小農の家族経営から企業家タイプの農業者まで多様な経営体が含まれるほか、かつての土地貴族が所有地を分割し自ら農業経営にあたるケースが近年増えているといわれる。さまざまな出自や階層の者が一括されている点に注意が必要なのである [戒能 1983: 369]。とはいえ、大土地所有者の所領の分割・売却がこの間急速に進行した事実は否定できない。19世紀末以降の長期農業不況と相続税などの課税強化が地主の土地売却を加速させた。ある論者は1918年から1922年にかけてイングランド全農地の4分の1が所有者を代えたという [NEWBY 1979: 35]。主な買い手は当該農地の借地農、あるいは富裕な企業家であった。この結果、自作地面積の比率は1919年の11%から、1930年37%、1960年54%、1978年64%と急速な上昇を示している [NORTON-TAYLOR 1982: 30]。自作地率のこうした急上昇には、先に述べた地主の自作化もかなり寄与しているが、この間の土地所有権移転の活発さを勘案すると、買い手の主流は借地農だったとみてよい。

ただし注目すべきは、土地貴族の所領分割と土地売却によってイギリスにおける土地所有構造がドラスティックに変貌したとはいえ、大土地所有者優位の構造はなお崩れていない点である。イングランド・ウェールズでは、5000エーカー（2000ha）以上の所有者が依然として全農地の20%強を所有しており、また上位1500人（個人・法人を含む）が全土の4分の1を所有しているといわれる [NORTON-TAYLOR 1982: 33]。推定の根拠が示されていないので数値の正確性には疑問が残るが、イギリスでは依然として大土地所有が優位であることに間違いはない。環境・レクリエーション運動が対決すべき相手は、なお強固に命脈を保っている大土地所有者なのである。

私的土地所有の壁をクリアする手法として最も一般的なのが、保全ならびにアクセスの対象地を買収する方法である。ナショナル・トラストがこうした手法で環境保護を実現している代表的組織である¹¹⁾。イギリスの環境保護運動で、ナショナル・トラストが極めて重要な役割を果たしたことは間違いない。しかしここでは、ナショナル・トラストとは異なる手法を模索した運動体が存在した点に注目したい。ナショナル・トラストのように保全・アクセス用地を直接所有対象にするのではなく、既存の土地所有構造を前提としたうえで、環境保全とアクセス権確保を実現しようとする運動がそれである。平松紘氏はイギリス環境法の基礎をコモンズのオープンスペース化を軸にとらえようとしており示唆に富むが [平松 1995: 425]、コモンズのオープンスペース化も、コモンズを含む田園地帯全域への公共アクセス権の確立を求める運動として把握したほうが、歴史の実態にあっていると思われる。

土地の所有構造には手を触れず、所有権の自由な行使を制限することによって環境を保全し、公衆のレクリエーション空間を確保する運動をすすめる代表的組織が「オープンスペース協会」Open Spaces Society である。同協会はイギリス環境保護団体として最も古い歴史を誇り (1865年結成)¹²⁾、主として首都圏にある入会地の囲い込み＝開発を阻止し、都市住民の休息と運動のためのオープンスペースとして開放させてきた。注目すべきもう一つの組織は、最もラディカルにアクセス権確立運動を継続してきた「ランブラーズ協会」Rambler's Association である (1935年結成)¹³⁾。後述するように、ランブリングはイギリス人に最もポピュラーな田園レクリエーションであったが、同協会は私有地の買収＝公有化には終始批判的であり、公共の福祉の観点にたった私的所有権の制限を要求した。私有地上に公共アクセス権を容認させていく運動は、まさに協会のこうしたスタンスを反映したものであったのである。

「国立公園法」の立法化に際しても、この点は重要な論点となった。例えば、「国立公園法」の内容に最も大きな影響を与えたといわれるダワー報告¹⁴⁾は、国立公園予定地の大規模な買収＝公有地化には反対している。最大の理由は財政上の制約である。公有地化を前提にすれば、莫大な額の財政資金が必要とな

り、結果的に国立公園の数と規模を制約することになるからである。オープン・カントリーへの公共アクセス権を一般的に容認すべきであるとするダワー報告の基調には、公有化とは異なる手法で公共的利益を計るべきであるという彼の認識が反映されている。実際の「国立公園法」ではこのダワー勧告は受け入れられず、面的アクセス権は、地主との個別協議＝アクセス協定をとおして設定するという限定的手法が採用された。一方で、大臣が必要と認めれば土地買収を可能とする条文が用意されたが、実際にはほとんど活用されていない。イギリスのように私的大土地所有が一般的な国では、それを前提としつつ、所有権の自由な行使をコントロールすることを通して実質的な公共化を達成していくというのが、最もオーソドックスな途なのである。

2) 田園景観の特性

第2に注目すべきはイギリス田園景観の特性である。環境保護運動が保全とレクリエーションの対象に設定した空間は、もはや原生自然ではない。近年回復傾向にあるとはいえ森林面積は国土の10%程度に過ぎないし、しかもその多くは人工の加わった二次林である。イギリスの自然景観を代表するムーアランドやヒースの群生する荒蕪地も例外ではない。その多くは粗放的牧羊業の重要な場所となっている。イギリス田園景観の特徴を一言でいえば、その人工性にある。手入れが行き届き、印象が柔らかで開放性に富むイギリス農村景観は、すべてその人為性に起因するといってよい。多くのイギリス人は、農林業という人為の加わった二次的自然に最も親しみを感じるようになってきているのである。イギリス農村の美しさの秘密は、それが隅々までよく利用され尽くしていることにある。「人の手が加わることなくしては、イギリス農村の大部分は暗い森や沼沢地に覆われていたに違いない。イギリスの田園地帯は、生産的に利用されると同時に、それを見る者にも大きな喜びを与えてくれる」[JOHNSON 1971: 2]。イギリスにも原生自然 wilderness を愛好する人がいないわけではないが、イギリス人の多数派は、人が住み長年にわたって自然に働きかけた結果形成された、高度に人間化された景観に共通の魅力を感じている。イギリス

農村景観は自然が本来もつ雄大さを感じさせることは少ないが、絵画のような picturesque 美しさをもって、多くの人々を魅了してきたのである [LOWENTHAL and PRINCE 1965 : 190-192]。「生きている景観」 living landscape という言い方が、イギリス農村景観の特徴づけとしてしばしばなされるが、イギリスの農村景観がいつも新鮮なのは、地質的・気候的・植生的要素だけでなく、そこに人間的要素が加わっているからでもある [MACEWEN and MACEWEN 1987 : 59]。

イギリス田園景観の高度に人工的な特性は、先に見たように国立公園地区といえども例外ではなかったが、この点は、「国立公園法」の準備過程ですでに共通認識となっていた。先に紹介したダワー報告は次のように論じている。まず、イギリスにおける国立公園が、諸外国、とりわけ原生自然が豊富に残されているアメリカやカナダなどと決定的に異なる点が強調される。イギリスにはスコットランド高地の一部にしか原生的自然は残されていないのであり、イギリスの国立公園は、人工の加わった景観がその中心を占めざるをえないのである。その結果、ダワーの理解によれば、農業生産はイギリス国立公園の重要な要素と位置づけられる。効率的な農業はイギリス国立公園の不可欠の一環なのであり、農業の改良と景観保全とは十分に両立可能である。人と自然との長期にわたる「闘い」なしには、イギリスの景観美はその魅力とレクリエーション上の価値を失うのだと結論づけられるのである。土地貴族やジェントリ、あるいは農業者がイギリス田園地帯の「後見人」 custody であり、「執事」 steward であるとする認識は、この段階ではまだ疑われることがなかった。このようなダワーの理解は、当時の政策当局者にも共通していた。ショアード [SHOARD 1980] がのちに厳しく批判したように、農林業だけは、その後も、イギリスの極めて厳格な土地利用規制法の対象から除外され続けたのである。

3) 田園レクリエーションとアクセス権

田園レクリエーションおよびアクセス権確立運動を一貫して担ったのが都市のミドル・クラスであった。人口の急膨張とともに劣悪化する都市の生活環境

への批判を強めた彼らは、その脱出先を田園地帯、とりわけ近郊農村に求めた。イギリス人にとって、田園地帯は特別な感情を呼び起こす場所であった。「神が田舎をつくり、人間が町をつくった」(ウイリアム・クーパー)という言葉は、イギリス人に共通する田舎好きを的確に表現したものとしてしばしば引用される。田舎に惹かれるイギリス人のこの感情は、年齢や階級、政治的立場を超えて共有されていた [MARSH 1982:246-247]。実際、田園地帯は、人々に静謐と平安を与えてくれる場所として、しばしば「楽園」になぞらえられてきたのである。

田園生活に大きな意味を置いていたのが土地貴族やジェントリ層であった。彼らは、自らの社会的地位を誇示する重要な場所として田園生活を位置づけていた。16世紀初頭以降、貴族層はそれまでの戦闘目的の城館にかわって、壮麗な居館(カントリー・ハウス)の建設を競うようになる。カントリー・ハウスは、貴族層の社会的地位と政治的権威を象徴する存在として重視された [NEWBY 1987:17-18]。カントリー・ハウスの設計には周到な工夫がこらされ、館を中心として、庭、獵園、池、川、森などが美的効果を意識して配置された。カントリー・ハウスは田園地帯のミクロコスモスとして設計され、またそうしたものとして農村地域の統合的シンボルとなり、階層を超えて広くアピールしたのである [CLEMENSEN 1982:220]。

新興ミドル・クラスもこうした土地貴族層の田園観に強い影響を受けていた。彼らの経済的実力の基礎は産業化の進展にあったにもかかわらず、イギリスのミドル・クラスには反産業主義あるいは反都市的な感情が広く浸透していた。田園生活の理想化と反産業主義的感情の相互作用のもとで、都市ミドル・クラスの田園指向は一層強められていったのである¹⁵⁾。

しかし土地貴族・ジェントリといった大土地所有者とミドル・クラスの田園観には無視しえぬ違いがあった。貴族層にとって代表的な田園レクリエーションは狩猟であった。このため森林や荒地・沼沢地が囲い込まれ、広大な獵園が造りだされた。しかし獵園として囲い込まれた空間は、一握りの貴族・ジェントリ層の楽しみのために独占された。獵園に公衆がアクセスすることは禁じら

れ、鳥獣を捕獲する慣行的権利も否定され犯罪とみなされた。狩猟がレジャーとしてポピュラー化するにつれて狩猟地の経済的価値は高まり、一般公衆の立ち入りはさらに厳しく制限された。土地貴族やジェントリ層は、田園生活や田園景観の理想的なイメージを形成し、イギリス人の田園観に大きな影響を与えた一方で、公衆を田園地帯から閉め出したのである。

田園の保全とレクリエーション空間としての開放を求めた都市ミドル・クラスの田園観は、大土地所有者による田園空間独占への挑戦という意味あいもっていた。土地貴族層の田園指向に深く影響されながら、彼らはそれを一般公衆にも開かれた場所として開放させようとした。以後彼らは、イギリス環境保護運動の中樞を担うことになるのである。

上述のように、土地貴族、ジェントリ層と都市ミドル・クラスの田園観には共通性と対立性の両契機が含まれていたが、いずれにしろそれは、田園地帯への関心をより広範な社会層にまで浸透させる推力となった。この過程で、従来農村地域と結びつけられていた負のイメージは払拭され、田園地帯は牧歌的で安らぎに満ちた空間として再評価されるに至る。田園概念のこうした再定義は、農村住民によってではなく、都市居住者（とりわけミドル・クラス）によってなされたといえるが [LOWE 1989 : 117]、著名な社会史学者であり、イギリス環境保護運動の重要な担い手の一人であったトレヴェリアンは、イギリス人にとって田園地帯がもった意味を次のようにとらえている。田園地帯の保全と開放を求めた当時のミドル・クラスの田園観をよくあらわしているといえるだろう。「田園地帯の自然美はイギリス国民の最も創造的な活力の源泉である。イギリス国民の幸福や精神的健全性は、彼らがこうした自然美を享受できる機会にどの程度恵まれているにかかっている」 [SHEAIL 1981 : 6]。

既述のように、田園地帯をレクリエーションの場として占有してきたのが貴族・ジェントリ層であったが、20世紀に入ると、田園レクリエーションはより広い社会層に浸透していった。とりわけ田園地帯の散策 walking, rambling が、最も簡便で近づきやすいレクリエーション形態として広がっていった。'The English are walkers.' [LOWENTHAL and PRINCE 1964 : 341] といわれるほど

田園ウォーキングの好きなことで定評のあるのがイギリス人であるが、自家用車の普及がすすみ、またさまざまなレクリエーション機会が増えた現在においても、ウォーキングは依然としてイギリス人の最もポピュラーな楽しみとなっている¹⁶⁾。

初期のランブラーは、主として、アカデミシャン、学生、専門職、公務員などから成っていた。第一次大戦後、ランブラーの社会層は一気に拡大した。とりわけ注目されるのは、この時期に、産業革命の中心地となった北部工業都市の労働者が大量にランブラーとして登場したことである。同地域の中心都市であるマンチェスターやシェフィールドには、市民・労働者を構成員とする多くのランプリング・クラブが次々と誕生した。こうしたクラブの多くは、当初教会組織を基礎としていたが、次第に労働者組織を基礎とするものが増えていった。ランプリングを趣味とする労働者には博物誌に関心をもつものが多く、ランプリングは労働者のこうした自己教育活動とも結びついて定着していったのである¹⁷⁾。

ランプリングは1920～30年代に一大ブーム期を迎えた。交通手段の整備、労働日・労働時間の短縮（自由時間の増大）、有給休暇制度の導入、安息日規制の弱まり、生活水準の一般的向上などの諸要因がこれを促進した [LOWE 1989 : 122, RICKWOOD 1973 : 6]。また第一次大戦期の愛国心の高まりも、国民の田園地帯との一体感を高めさせた。敵の攻撃から守るべきものは、なによりもまず美しい田園地帯であると意識されたからである。田園地帯への親近感を全社会層に浸透させる役割を戦争が果たしたのであり、戦争に勝利した以上は、広く一般公衆がそれを享受すべきだという感情が一般化した [ROSSITER 1972 : 22]。1930年代初頭には50万人の恒常的ランブラーが存在したといわれるが [BLUNDEN and CURRY 1990 : 30]、ランプリング運動はここに最初のピークを迎えたのである。

ランブラーの急増と社会層の拡大にともなって、アクセスをめぐるランブラーと大土地所有者との対立が激しさを増していった。ランプリングの爆発的流行をみる両大戦間期は、田園アクセス権要求と土地所有権とが最も鋭く対決

した時代であった。対立の焦点は北部工業地帯に接するピーク・ディストリクトのムーアランドであった。ピーク・ディストリクトには、それに接して約550km²ものムーアランドが存在したが、そこにはフットパスはわずかに12カ所（総延長3.2km）しか認められていなかった。同地域は、ランカシャー、ヨークシャー、ノッティンガムシャー、ダービーシャー、スタフォードシャーといった工業地域に囲まれ、ピーク・ディストリクトを中心とした約100km 圏内に、当時のイギリス人口の約半数が住んでいたといわれる [HILL 1980 : 28]。ランブリング・ブームの時期には、ピーク・ディストリクトを訪れる人は年間1500万人にも達したのである [HILL 1980 : 28]。

1870年頃までは、ピーク・ディストリクトを中心とする北部高地に人々は自由にアクセスできていた。この時期までは、のちの北部ムーアランドを特徴づける狩猟はそれほど一般化していなかったからである。しかし19世紀末農業不況にともなう農業収益の低下（地代は1873年から1896年にかけて41%下落 [HILL 1980 : 45]）、富裕層の趣味としての狩猟の流行による地代収入・雇用収入の増加が、一躍ムーアランドの経済的価値を高めた [RICKWOOD 1973 : 7-8]。ある推計によれば、1880年代中頃までは、条件の良いムーアランドでも地代はほとんど無視しうる水準でしかなかったものが、1910年には10倍にも高騰したという [HILL 1980 : 45]。雷鳥の生息数が地代収入を決定した。この結果ムーアランドの所有者は、代表的な猟鳥たる雷鳥の保護と狩猟への悪影響防止を口実に、アクセスの制限・禁止をはかろうとしたのである。

所有者がアクセスに非寛容であったのは、上記のようなムーアランドの経済的価値の高まりに加えて、その深部ではアクセス要求が、財産権への重大な攻撃だと認識されたからである。彼らは法律の私有地侵害（トレスパス）条項を楯に、公衆の立ち入りを禁止しようとした。

一方ランブラー達は、アクセス権を新しい権利の要求としてではなく、慣行的権利の回復としてとらえていた。従来アクセス権を行使してきたのは主として農村住民であるが、かれらは誰からも阻止されることなく、他人の私有地上に自由にアクセスしてきたのである。それが厳しく制約されるようになったの

は、たかだかここ100年のことであり、その最大の理由が、狩猟の流行にともなうムーアランドの経済価値の上昇だったのである。

すでに田園レクリエーションは、ミドル・クラスのイギリス人にとって極めてポピュラーな趣味となっていた。なかでもランプリングは、ミドル・クラスを超えたより広い社会層に共通するレクリエーション形態として定着していた。アクセス権問題が、イギリス環境・レクリエーション運動における最重要のテーマとして押し上げられていく背景には、こうした事情が働いていたのである。

5. おわりに

アクセス権問題は、「国立公園法」の制定をもって終結したわけではない。公共通行権は一般的権利として確定したものの、面的アクセス権に関しては、オープン・カントリーの全域について容認されるべきであるとするレクリエーション団体の要求は受け入れられず、地主との間でアクセス協定を個別に締結していくという漸進的手法が採用されるにとどまった。その後の面的アクセス権の設定実績は、決して芳しいものではない。現在に至っても、イングランド・ウェールズ全域で34,000haをカバーしているに過ぎない。アクセス協定実績の78%は国立公園内に設定されたものであるが、その76%がピーク・ディストリクトに集中している（前掲表1参照）。ピーク・ディストリクトのアクセス協定面積は、地区全体の14%に及び、協定の主たる対象となったオープン・カントリーとの対比では36%にも達する。ピーク・ディストリクトのアクセス協定率のずば抜けた高さは、そこがアクセス運動の一大拠点だったからである。

農産物過剰と財政逼迫を理由として始まった農政転換のもとで、近年、アクセス権をめぐる状況にも大きな変化が生じている。価格支持政策から撤退する代償として、農村経済の多角化を目的とする政策が浮上しつつあるが、そこでは、田園地帯での観光・レクリエーション事業に大きな期待がかけられている。また、減産政策の一環として、環境保護と結合した政策プログラムが次々と実

施に移されている。環境保護や田園レクリエーションの推進を掲げるプログラムには、アクセス権の拡充が重要な要素として含まれている。この限りでは、近年の農政転換はアクセス権運動の追い風として働いている。

しかしそこに問題がなくはない。これらのプログラムは、アクセス権容認と引き換えに、地主や農業者へ補償金を交付するという内容で共通しているからである。環境・レクリエーション運動のリーダーは、こうした動きを「所有権商品化」の一形態だととらえ警戒している。補償金支払いが恒常化した結果、従来無償で容認されてきた既存のアクセス権に対しても、土地所有者が補償を求める動きが強まっているからである。こうした動きの中で、アクセス権の要求根拠を再検討する作業が、アクセス運動団体の内部で始まっている。これまでは、アクセス権成立の根拠を公衆の長期にわたる利用という歴史的事実に求めてきたのであるが、今後ともこうした根拠づけではたして十分なのか、という問いかけである。過去の記憶は急速に風化しているし、利用の事実のなかった場所にも新たにアクセス権を容認させていく必要性も高まっている。アクセス権の新たな根拠づけが求められているのである。「市民権」 citizen right という概念を導入しようとする論者もあるが、概念としてまだ成熟していない。この点の本格的検討は別稿に譲らざるをえないが、いずれにしろアクセス権運動は、土地所有との対決という本質を依然としてもち続けざるをえないのである。

注

- 1) 以下、イギリスという場合、特別に断らぬ限りイングランドとウェールズを念頭におく。
- 2) 実際には道幅の最大値と最小値が法律で決められている。耕地を横切るフットパスの場合は、1 m ~1.8mの範囲でなければならない [COUNTRYSIDE COMMISSION 1994a : 15]。
- 3) 以下、通行権の説明は、[平松 1995 : 391-407]、[RIDDALL and TREVELYAN 1992 : 43-]、[COUNTRYSIDE COMMISSION 1994b] などによる。
- 4) これ以外に「公共道として利用される道路」 roads used as public paths というカテ

- ゴリーがある。その内容はあいまいであるが、少なくとも乗馬道と同等の通行権が認められている。今後は、本文で述べた3つのカテゴリーのいずれかに再区分するよう勧告されている [COUNTRYSIDE COMMISSION 1992 : 7]。
- 5) 占有者の義務の詳細については [COUNTRYSIDE COMMISSION 1994b : 30-31] を参照。
 - 6) 以下の説明は、[RIDDALL and TREVELYAN 1992 : 270-274] による。
 - 7) オープン・カントリーとは、「国立公園法」第59条が、山地、ムーア、ヒース、丘陵、崖、渚、海岸、砂丘からなるか、あるいはそれらが支配的な地域と定義している。オープン・カントリーの範囲は、1968年「田園地帯法」 Countryside Act で、河川、運河、堤防、林地にも拡大された。
 - 8) 「国立公園法」の成立過程については [CHERRY 1975] の整理が有益である。また [MACEWEN and MACEWEN 1982, 1987]、[SHEAIL 1981] も参考になる。
 - 9) 以下のデータは [NORTON-TAYLOR 1982 : 28-] による。
 - 10) 現実には、租税回避や補助金受給の必要から、会社、パートナーシップ、あるいはトラストなどに土地所有を移しているケースが多い。ある論者は、100エーカー以上の大土地所有者の3分の2が、トラスト形態で土地を保有しているという [NORTON-TAYLOR 1982 : 31]。しかし著者は、法人形態をとっていても実質的に個人所有の場合には、自作農業者か地主に分類している。ちなみにイングランド・ウェールズ全森林の3分の2が個人所有林である [COUNTRYSIDE COMMISSION 1986 : 65]。
 - 11) ナショナル・トラストの会員数は1997年現在240万人。保有する資産は、土地273,000ha、海岸565マイル、建物3,033にのぼり、この多くが一般に公開されている。なお、ナショナル・トラストに関する最新の通史として [WATERSON 1994] がある。
 - 12) 設立当時の名称は「入会地・オープンスペース保存協会」 Commons and Open Spaces Preservation Society)。なお同協会の歴史については、[平松 1995 : 317-361]、[WILLIAMS 1965] が簡潔に整理している。
 - 13) 実際には、ランプリング団体は19世紀の中頃から各地に誕生していた。南部はロンドン、北部はマンチェスター・シェフィールドにランプリング団体が集中していた。なおランブラーズ協会の歴史については、[HOLT 1985, 1995] を参照。

- 14) 以下、ダワー報告の説明は [DOWER 1945] による。
- 15) イギリスのミドル・クラスに共通する田園指向については、[WIENER 1981] が興味深い。
- 16) 1994年調査によれば、イングランド居住者の6割が年間一度はレクリエーション目的で田園地帯を訪れている。年間訪問日数は1人平均25日に達する。最もポピュラーなレクリエーションはウォーキングで訪問者総計の30%、以下、飲食(15%)、野外スポーツ(12%)、友人・親戚訪問(12%)、趣味(6%)とつづく。ウォーキングがずば抜けて高い割合を占めているのである [COUNTRYSIDE COMMISSION 1995: 10]。
- 17) 以下、ランブラーズ組織とその運動の展開過程については、運動を直接指導したメンバーがまとめた、[STEPHENSON 1989]、[HILL 1980] が参考になる。

参 考 文 献

BLUNDEN, J. and CURRY, N.

1990 *A People's Charter? : Forty Years of the National Parks and Access to the Countryside Act 1949*, HMSO.

CHERRY, G.

1975 *National Parks and Recreation in the Countryside (Environmental Planning 1939-1969, Vol. II)*, HMSO.

CLEMENSON, H.A.

1982 *English Country Houses and Land Estates*, Croom Helm.

COUNTRYSIDE COMMISSION

1986 *Access to the Countryside for Recreation and Sport*, Countryside Commission.

1992 *Out in the Country*, Countryside Commission.

1994a *The Right of Way Act 1990 : Guidance Notes for Farmers*, Countryside Commission.

1994b *Managing Public Access : A Guide for Farmers and Landowners*, Countryside Commission.

1995 *Your Countryside Our Concern*, Countryside Commission.

1996 *Second National Rights of Way Condition Survey*, Countryside Commission.

DOWER, J.

1945 *National Parks in England and Wales*, Cmd6378, HMSO.

EDWARDS, R.

1991 *Fit for the Future : Report of the National Parks Review Panel*, Countryside Commission.

HILL, H.

1980 *Freedom to Roam : the Struggle for Access to Britain's Moors and Mountains*, Moorland Publishing.

平松 紘

1995 『イギリス環境法の基礎研究』、敬文堂。

HOLT, A.

1985 *Making Tracks : A Celebration of Fifty Years of The Ramblers' Association*, Ramblers' Association.

1995 *The Origins and Early Days of The Ramblers' Association*, Ramblers' Association.

HOSKINS, W.G.

1955 *The Making of the English Landscape*, Hodder & Stoughton.

JOHNSON, W.A.

1971 *Public Parks on Private Land in England and Wales*, The Johns Hopkins Press.

戒能 通厚

1983 「農村整備計画と農地法制の展開」、渡辺洋三・稲本洋之介編 『現代土地法の研究』下、岩波書店。

LOWE, P.

1989 The rural idyll defined: from preservation to conservation. In Mingay, G.E. ed. *The Rural Idyll*, Routledge, pp. 113-140.

LOWENTHAL, D. and PRINCE, H.C.

1964 The English landscape. *The Geographical Review* Vol.54 (July) : 309-346.

- 1965 English landscape Tastes. *the Geographical Review* Vol.55 (April) : 186-222.
- MACEWEN, A. and MACEWEN, M.
- 1982 *National Parks: Conservation or Cosmetics ?*, George Allen and Unwin.
- 1987 *Greenprints for the Countryside ? : The Story of Britain's National Parks*, George Allen and Unwin.
- MARSH, J.
- 1982 *Back to the Land*, Quartet Books.
- NEWBY, H.
- 1979 *Green and Pleasant Land ? : Social Change in Rural England*, Hutchinson of London.
- 1987 *Country Life : A Social History of Rural England*, Barnes and Noble.
- NORTON-TAYLOR, R.
- 1982 *Whose Land Is It Anyway ?*, Turnstone Press.
- RICKWOOD, P.W.
- 1973 *Public Enjoyment of the Open Country in England and Wales 1919-1934*, Unpublished Ph.D. Thesis, Univ. of Leicester.
- RIDDALL, J. and TREVELYAN, J.
- 1992 *Rights of Way 2nd ed.*, Commons, Open Spaces and Footpaths, Preservation Society and Ramblers' Association.
- ROSSITER, J.P.
- 1972 *An Analytical Study of the Public Use of Private Land for Outdoor Recreation in England and Wales 1944-1968*, Unpublished Ph.D. Thesis, Department of Land Economics, University of Cambridge.
- SHEAIL, J.
- 1981 *Rural Conservation in Inter-War Britain*, Clarendon Press.
- SHOARD, M.
- 1980 *The Theft of the Countryside*, Maurice Temple Smith.

STEPHENSON, T.

1989 *Forbidden Land*, Manchester University Press.

WATERSON, M.

1994 *The National Trust : The First Hundred Years*, BBC Enterprises Limited.

WIENER, M.

1981 *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit*, Cambridge University Press.

WILLIAMS, W.H.

1965 *The Commons, Open Spaces and Footpaths Preservation Society 1865-1965*, The Open Spaces Society.